

# 泉大津市公共施設適正配置基本計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、泉大津市公共施設適正配置基本計画を策定するに当たり、必要な調査及び審議を行うため、泉大津市公共施設適正配置基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものをもって充てる。

- (1) 公共施設の維持、保全、配置その他の管理運営に関し学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 公募により選出された公共施設利用団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第3条 委員の任期は、当該計画策定にかかる審議が終了するときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料を求めることができる。

## (事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、泉大津市総務部資産活用課に置く。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。  
(召集の特例)
- 2 最初に招集される検討委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。